

(様式第1号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	令和7年度第2回芦屋市社会福祉審議会地域福祉部会		
日時	令和8年2月26日(木) 午前10時～正午		
場所	芦屋市役所 東館3階 災害対策オペレーションルーム(大会議室)		
出席者	部会長	平野 隆之	
	副部会長	佐瀬 美恵子	
	委員	三島 久美子、塩路 伸世、岡本 直子、浦野 京子	
		税所 篤哉、能瀬 仁美、三谷 康子、納谷 周吾	
		谷 仁、桑田 敬司、橋野 浩美、山内 祥弘、山田 弥生	
	欠席委員	宮崎 睦雄、上月 浩	
	関係機関	社会福祉協議会 課長	三谷 百香
		主査	三芳 学
事務局	こども福祉部福祉室地域福祉課	課長	岩本 和加子
	〃	主幹	吉川 里香
	〃	課長補佐	堂ノ前 貴洋
	〃	係長	亀岡 菜奈
	〃	課員	岡本 ちさと
	〃	課員	藤若 千鶴
	〃	課員	寺前 季代
関係課	こども福祉部福祉室高齢介護課	課長	竹内 典子
	〃	主幹	永田 佳嗣
	こども福祉部福祉室障がい福祉課	課長	下條 純
会議の公開	■ 公開		
傍聴者数	0 人(公開又は一部公開の場合に記入すること。)		

1 会議次第

(1) 開会

(2) 議事

ア 第4次地域福祉計画について

イ あしやオープンテابل・市民意識調査の結果について

ウ (仮称)総合福祉計画について

(3) 閉会

2 提出資料

次 第

委員名簿

資料 1 第4次地域福祉計画 取組概要

資料 2 あしやオープンテابل 報告書(案)

資料 3 「地域福祉に関する市民意識調査」 結果報告書(案)

資料 4 芦屋市の地域に関するアンケート(中学2年生・高校2年生相当の方向け) 結果報告書(案)

資料 5 3分野の計画統合((仮称)総合福祉計画)に関する考え方

資料 6 計画策定に向けた会議等に関するスケジュール(案)

資料 7 (仮称)総合福祉計画策定に係る3附属機関合同会 開催概要

3 審議内容

(1) 開会

(会議の成立) 開会時点で委員総数 17 人中 15 人の出席により成立

(2) 議事

ア 第 4 次地域福祉計画について

<平野部会長>

まずは第 4 次地域福祉計画の取組を資料 1 に沿って事務局からお願いします。

<事務局：堂ノ前>

第 4 次地域福祉計画の取組概要について令和 6 年度の実績として 20 の施策に沿って説明させていただきます。

まず施策 1 について、生活困窮者自立支援の体制整備という形で取り組みました。課題にありますように、相談窓口を知らない方がいらっしゃることも、ご本人が相談に行く意思を持たないケースも多いこともあり、令和 6 年度としては関係機関が集まる総合相談連絡会のうち、多機関協働支援会議を 3 か月に 1 回開催して、アウトリーチや参加支援、地域づくりを多機関で取り組むことができるような事例検討等を行っております。令和 7 年度以降も重層的支援体制整備事業の推進に合わせて取組を進めていこうと考えております。

施策 2 は権利擁護に関する取組です。権利擁護支援センターにおける取組をこれまでも進めてきたところです。令和 6 年度については虐待対応マニュアルの改訂や、関わりが困難な方へのケース対応チェックシートの作成を進めました。こちらは令和 7 年度に入って作成済みとなっております。また、相談支援に関する研修の体系化について、関係機関で集まりプロジェクトチームを発足して取り組んでいるところです。

施策 3 は保健福祉センターの機能強化です。保健福祉センターを地域の保健福祉の拠点として、コンサートやパネル展などの取組を市民との接点として進めてきたところです。保健福祉センターには様々な関係機関や相談窓口がございますので、人材育成や連携を促進して、全体的な事業の推進に努めたところです。

施策 4 の庁内連携の強化は、普段の会議の実施やケース対応等で関係機関の連携を図っているところです。令和 6 年度については、まず庁内向けの福祉業務基礎研修を福祉関係課だけでなく市役所内の全課を対象に、福祉の考え方等を共有して連携強化につなげました。また、相談支援に関する研修の体系化を進めるために、関係機関が集まったプロジェクトチームを発足させて取組を進めていこうとしているところです。

施策 5 は、計画の進行管理に関することです。こちらは地域福祉部会の他に、芦屋市の附属機関として、令和 5 年度から多機関協働推進委員会と令和 6 年度からは福祉のまちづくり

委員会を発足させました。多機関協働推進委員会では主に相談支援、あるいは多機関の連携の促進と社会参加支援を協議しました。福祉のまちづくり委員会では、地域づくりと参加支援を協議し、取組の進捗管理を行っています。令和6年度の新たな取組としては、福祉のまちづくり委員会を新たに発足させたことになります。

施策6は全世代が自由に参加・交流できる拠点プログラムづくりです。「居場所」ということがいろいろな分野で言われている中、プロジェクトチームという形で「居場所」の創設を試験的に実施しましたが、プロジェクトチームという形での継続運営には課題が多かったため、別の方法での検討を進めているところです。

一方で、様々な分野の人が役割を持って活躍できる「居場所」は、やはり必要性が唱えられていますので、どのように運営していくかを検討していきたいと思っています。

施策7の新たな就労プログラムづくりですが、令和6年度は、コープこうべと連携し、福祉センターの中で就労体験を実施し、実際に就労に結びつく事例もございました。

ただ、社会的に孤立している人の把握が難しいという課題もありますので、そのアウトリーチや、就労が困難な状況にある方に向けた多様なプログラムの創出や居場所の充実について検討しているところです。

施策8は、地域支え合い推進員とともに行う地域づくりに関するものです。これまでも様々な取組を実施いただいているところですが、令和6年度は、「つどい場ガイド」の増刷、また、民生委員、福祉推進委員、地域の福祉活動者等を交えた「高齢者支援あるある座談会」等を実施しました。つながりづくりと合わせて、どのような地域づくりを進めていくのかを考えた中で、今後、地区福祉委員会に地域支え合い推進員が関わっていくこと、また、自治会などに代表される地縁型の活動とこども食堂などのテーマ型の活動の交流する機会づくりを進めていくこと、そして、地域ごとに福祉の活動者と専門職等が出会い、話し合いができるプラットフォームの試行的実施を図っているところです。令和7年度には実際に各中学校圏域で実施しました。

施策9の地域活動のネットワークづくりですが、以前は地域発信型ネットワークという構想を芦屋市は持っていましたが、今後どのようなネットワークを作っていくべきかを市と社会福祉協議会とで協議し、ネットワーク構想を進めています。

施策10の社会貢献プログラムの推進では、市はこれまでも社会福祉法人に関する指導監査等において、地域の公益的な取組の実施状況の確認、助言などを行ってきましたが、この他に社会福祉法人連絡協議会が立ち上がっており、ここで地域での活動と社会福祉法人の連携を進めていただいています。令和6年度には、こどもに重点を置いた取組が進んでおり、これまでなかなか連携が取りにくかった分野との連携も進めていただいています。

施策11は啓発活動と福祉学習の充実です。福祉センター2階にボランティアセンターを設置して、ボランティアグループの支援を行っているところです。令和6年度は社会福祉協議会においてボランティアグループの活動紹介をインスタグラム等で行い、周知に努めたほか、令和7年度に実施していますが、「ひとり一役活動」とも連携して、ボランティアを

したいという方と「ひとり一役活動」とのマッチングを進めようとしています。

施策 12 は、地域福祉アクションプログラム推進協議会の活動の推進です。市民の方と社会福祉協議会、市と一緒にどのような活動をしたらいいかということを検討し、実現に向けて進めている取組です。これまでも、資料に記載しているような取組を進めていました。令和 6 年度は、スマホカフェが地域で広がりを見せていて、サポーターが不足しているという状況もあり、スマホカフェに一般のスマホサポーターが参加いただく形で取組を進めました。今後もスマホカフェの取組をどのように運営していくのか検討しているところです。

施策 13 はちょっとした支え合いの仕組みの充実です。ひとり一役活動や様々なボランティア活動の取組などをこの施策で進めています。ひとり一役活動については、多様な活動機会の確保が必要だということと、なかなか活動できていない方がいらっしゃるものが課題でした。令和 6 年度は、参加に対するハードルを低くするために、「ひとり一役活動お試し体験会」を行い、参加につなげていこうとしました。ボランティア活動とも連携しながらひとり一役活動の取組を進めていこうとしているところです。

施策 14 は身近な地域での福祉活動の推進です。様々な団体で福祉活動に取り組んでいますが、民生委員・児童委員、福祉推進委員の支援を進めながら、福祉分野以外では、まちづくり分野で市民提案型事業補助金等を交付しており、まちづくり支援を進めています。民生委員や福祉推進委員等の福祉活動者の連携を深めるような取組や、福祉とまちづくりの連携の取組を進めています。

施策 15 は、社会福祉協議会による活動支援機能の強化です。社会福祉協議会において、個別の相談支援部門と地域福祉部門との交流を図るような研修会や会議を実施いただいています。また、重層的支援体制整備事業につきましても、担当の職員だけではなく、個別の相談支援部門等にも広げていただけるような取組をしていただいております。

施策 16 は地域福祉とまちづくりのネットワークづくりで、福祉分野だけではなく、まちづくりに関する方々とも連携して地域づくりを進めていこうとする取組です。令和 6 年度から新たに進めたところですが、福祉のまちづくり委員会には、地域福祉だけではなく自治会の方や市民参画・協働推進課等も参画し、地域福祉の推進に向けて協議をしているところです。また、自治会連合会の方と福祉関係団体との交流の支援なども行っております。今後については、自治会等に代表される地縁型の組織とテーマ型の組織をつなぎながら、まちづくり、地域づくりを進めていきたいと考えております。

施策 17 は「こえる場！」の取組です。コロナ禍では少し活動が停滞しておりましたが、令和 6 年度には交流会とグループワークを行い、令和 7 年度に向けた取組を検討しました。令和 7 年度には実際に企業団体にご参画いただき、イベントを実施しました。

施策 18 は、防災・防犯に取り組む安全・安心なまちづくりの推進です。防災に関しては、要配慮者の支援に関する取組を検討していく必要があり、防災部門と福祉部門とが連携した個別避難計画の作成の推進に向けて、関係機関と連携して意見交換を行いながらモデルケースに取り組みました。ただ、令和 7 年度以降は取組を進めることがなかなか難しく、モ

デルケースの選定等にも難があり、持続可能なスキームづくりが求められると考えております。

施策 19 のまちづくりのための福祉人材研修・研究活動の推進は、地域の活動者を、どのようにまちづくり、地域づくりにつなげていくのかということで、主に社会福祉協議会が中心となって活動いただいております。地区福祉委員会の中で地域づくりについて話し合う場を設けていただいたり、福祉のまちづくりフォーラムを開催しております。重層的支援体制整備事業を進める中で、地域づくりも含めた推進を考えていきたいと思っております。

施策 20 の人口減少や社会変化の対応に向けた共生によるまちづくりでは、さまざまな推進方針が書かれていますが、①の ICT の活用推進の取組では、先ほど説明したスマホカフェの実施や、②バリアのない誰もが地域で暮らしやすいまちづくり、という取組では、障がい分野になりますが「合理的配慮提供支援助成事業」を行うなどして進めています。

令和 7 年度は、障がい分野において、合理的配慮の提供が義務化されたことを周知し、また、「みんなにやさしいお店登録事業」を実施して、障がいのある方の社会参加を支援する等の取組を進めていこうとしています。

令和 6 年度の取組概要は以上です。

<平野部会長>

全部で施策は 20 あり、5 つずつに分けていて、A にあたる 1～5 までは主に行政の課題、連携上の課題です。B にあたる 6～10 までは行政と民間事業者との関係を強化しようとする取組、C の 11～15 は市民が主体となって行う取組、D は 16～20 にあたり、地域福祉とまちづくりが協働・融合しようという取組です。このように 4 つのグループに分けて計画策定を行いました。

社会福祉協議会の推進計画の議論がございました時に、「ほっとかへんネット」が非常に注目されました。少しご説明いただければでしょうか。

<社会福祉協議会：三谷>

団体名は「社会福祉法人連絡協議会 ほっとかへんネットあしや」となります。市内 23 の社会福祉法人にお声掛けして、令和 3 年度に発足しております。

発足しました時に、代表の方々に集まっていただく定例会議を行いまして、そこで研修会等を行いましたが、それだけではなかなか具体的な取組に至らないという反省から、実務者会というものを立ち上げました。それぞれの施設のリーダー格の皆さんに集まっていただき、特に芦屋では、保育園の先生方にも一緒に集まっていただき、ほっとかへんネットの子どもに手を差し伸べようということから始め、どこに注力するのかという話し合いを約 1 年かけて行いました。そこでやはり、子どもに目を向けようということになり、具体的な取組として、「ほっと屋」という名前を付けて、宮塚公園でティラノサウルスの着ぐるみを着て、地域の皆さんと一緒に社会福祉法人ができることをやろう、という取組を進めています。

また、ファミリーサポートセンターや、私立幼稚園・保育園の会の皆さんと一緒に、ワンダーランドという遊び場を作ることに取り組み、子どもたちに居場所の提供を行っています。

ほっとかかれている子どもはどこにいるのだろう、という議論もあるのですが、そういう子どもたちだけに焦点を当ててしまうと、活動が小さくなるので、みんなで遊べる場を作ることによって、何か提供できるのではないかと考えて実施しています。

<平野部会長>

他に取り上げるといい具体的な取組があればお願いします。

<塩路委員>

資料1 ページ目・施策1の課題の2つ目に、「総合相談窓口の存在を知らない市民も存在する」とあります。社協でも知らせていますが、市政の便りにも相談窓口のことを書いていただきたい。こういう読者は多いと思います。行政はけっこう入りにくいので、どこに相談に行ったらいいのか、いろんなところがあればいいと思いますが、ぜひ相談窓口を知らしめる方法をお考えいただきたいと思います。

<納谷委員>

相談窓口がどこにあるのか、正直私も知らなかったです。芦屋市のホームページを開けても、どこにあるのかわからなかった。私のように興味があってホームページを見る人は、探していくと思いますが。芦屋市のホームページを開けて、「こんなときには」といういろいろな課題のセクションがあり、その「障がい・福祉」のページに進むと、「市民のみなさんへ 相談窓口」という箇所があります。それかと思って開いてみると、そこかどうかがよくわからない。言葉では「相談窓口」とあるが、実際にはどこにあるのが、こうした委員をやっている私にも掴みきれない。だから、うまく情報が活着ているかどうか、わからないというのが実際の受け止めです。

「自治だより」が各自治体で発行されています。「自治会だより」のどこかに相談窓口の連絡場所を掲示してもらうように市に依頼をしてみようと思いました。何か手を使わないと、言葉だけが躍っているように思いました。

<平野部会長>

後ほど報告があります「あしやオープンテーブル」報告書の中にもその話が出てきます。そこでは、意外に公共サービスの窓口があるという肯定的な意見も出ていましたが、いずれにしても、相談窓口が存在していることと周知の問題は別ですので、後ほどの「オープンテーブル」報告の中でも課題を受け止めて、議論していきたいと思います。

<納谷委員>

全体の施策を通して、民生委員・児童委員、福祉推進委員があちこちに出てきます。かなり重要な役割を果たしているだろうということは想像に難くありませんが、本当にボランティア精神でやっつけていけるのかなと。だんだんと高齢化していくということもあるし、先細りになっているのではないかという懸念をもっています。

例えば私の自治会では毎月の自治会の役員会で民生委員と福祉推進委員の代表の方に来ていただいて、まちの問題の共有化を図っています。それでも今、民生委員さんが一人欠員という状況です。一生懸命探しているが、なり手がいない。こういう中で、ここに掲げられているような課題が彼らに重層的にかかってくるのではないかと。よく聞くのは、仕事の幅が広すぎる、やらなければいけない項目がいっぱいありすぎて、とてもじゃないができません、と。そういう評価があるのですから、なり手もない。こういう課題を抱えていて、今、挙げていただいているいろんな課題に、本当にこの現状でできるのかな、という疑問を持っています。

<平野部会長>

今日は施策との関係で議論になっているので、この問題は施策 14 が一番近いですかね。ここは「見守り活動」についてのことですが。民生委員は全国的にもかなり課題のある仕組みになっています。いずれにせよ、3つの計画が合体するということを含めると、地域福祉上の担い手だけではダメで、幅広い課題への対応がもっと求められると思います。

<岡本委員>

今、本当に民生委員の欠員は多いです。

芦屋市は兵庫県の中で充足率が下から2番目となっております、本当に担い手不足です。まったく民生委員がいらっしやらないという町も実は存在しております。そこは隣の町の方や自治会長など、地域をあげてなんとか埋めているという状況です。

ご発言にあったように、民生委員の役割は地域の中で幅広いですよ。お年寄り、障がいのある人、子どもと、すべての地域にある課題について民生委員に相談に来られる。相談を受けるといろいろな関係機関につなぐというのが民生委員の仕事ですが、つないで終わりではないのです。つなぐと、施策的には対象の方が地域の中でうまく暮らしていけるように支援は来るのですが、それが届いてその方が地域の中でしっかり暮らしていけるかは、民生委員が見守っていかなければならない。そういう対象者が増えれば増えるほど、民生委員は確かにしんどくなります。それで担い手がいなくなるのかと思います。担い手がいなくなれば、誰か違う人が担わないといけなくなり、悪循環になります。たくさん見守りの人がいれば、民生委員だけ、福祉推進委員だけに責任がかかることなく、地域全体で見守っていけるかと思っています。そういうことができる地域になってほしいと思います。

市民意識調査の報告書を読ませていただきましたが、そういう芦屋になってほしいという声が多かったように思います。暮らしやすいというのは、みんなの見守りの目があるということ。昔のように深く対象の方のことを知らなくてもいいのですが、ここにこんなことで困っている人がいるから、私たちのできることでちょっと助けられるよね、というような関係づくりができればと思いますながら、日々活動をしています。

<平野部会長>

福祉推進委員は民生委員を支えるという位置付けもあると思いますが、福祉推進委員のなり手というのはどうですか。

<複数委員>

充足率は低いです。

<平野部会長>

施策 14 は今後、計画を統合する上でも非常に大事だということを理解しておきたいと思っています。また、先ほどの総合相談についても、統合化の大きな課題でもあります。この2点は議論にもなりましたので、今後の統合化の際に、強化していきたいと思いました。

先ほどの「ほっとかへんネット」も、高齢や障がい、それぞれの社会福祉法人が一緒になって取り組むという点で、統合化の中の重要な、先取的な取組だと思いました。

まちづくりに関して、施策 17 のところで最近「こえる場！」が復活してきたという報告がありました。ここには企業がかなり参加されていることも含め、全体で評価しておいた方がいいことはありますか。

<事務局：堂ノ前>

「こえる場！」の活動は、コロナ禍前はいろいろな団体や企業に参画いただいて、新しいつながりもでき、福祉以外の分野でも団体と市の関係課とがコラボして事業を実施できたということがありました。コロナ禍で停滞しましたが、その後、つながりを作る中で、一度イベント等をやってみれば、つながりもでき、方向性も揃えやすいかと考えて、実際に令和6年度、令和7年度に取組を進めてきたところです。

令和6年度の最初の交流会では、特にテーマを決めなくても、皆さん、つながりたいという想いがおありだったのかと思いますが、自然と連絡先を交換していただいて、そのままつながっていただいたということがあります。「こえる場！」の事業として、こうしたプラットフォームであり続けることが必要なのではと思っております。イベントはきっかけの一つですが、それを目的とするのではなく、つながる場というプラットフォームとして運営していくことが重要ではないかと思っております。

<平野部会長>

「こえる場！」が活発に活動されていた時期があり、私も当初関わらせていただきましたが、厚生労働省にも注目され、NHKの番組でも紹介されていたのを思い出しました。いずれにしても、もう一つの主体として、地域の企業にこの取組に参加していただきたいと思っています。

<桑田委員>

「こえる場！」に関われる商売をやっているところと、関われない商売をやっているところがあります。現在、芦屋市では実質的に活動している商工業者の会員は1,100くらいですね。そのうち「こえる場！」や支援に携われるのは、200位しかないと思います。そこが継続的に関われるかという点、クエスチョンが残ります。お声掛けいただくときは、個別にお声掛けいただいていると思いますが、同じところばかりになるかもという懸念もあります。何かいい考えがあればいいですが、具体的にはまだそこまではわかりません。

商売をする側で「こえる場！」を知っているという事業者も少ないので、「それならできる」という発言もあまり聞かないです。「声がかかったから協力した」というところは、数名知っていますが。

<納谷委員>

ホームページで「こえる場！」を探しにいきました。ニュースレターが去年11月15日にVol.12と、そこまで出ています。ホームページをせっかく見に来てくれる人がいるのであれば、そのページに辿り着かないと役にも立たないので、トップページに「こえる場！」を入れるなど、表示の仕方を変えればいいのかと思います。

<平野部会長>

この分野に関して、私自身は豊田市の取組に協力していますが、地域福祉が企業とどう接点を取るかというときに、企業が抱えている困りごと、人材不足の問題、あるいは軽度な障がいがある方を雇用しているが、うまくコミュニケーションが取れないというような、企業側の困りごとに対応するような活動が、地域福祉の取組とウィンウィンの関係になってうまく継続されている感じがします。障がい者雇用の率も上げることができました。そういう点からも、その人が定着しやすいような課題にどうバックアップするかという点も一つの取組になりますし、障がい福祉との接点という領域で非常に大事だと思います。

また、定年退職された方の働き続けたいニーズは結構高いのですが、なかなかそれがうまくマッチングできていないという課題もあります。それは必ずしも企業との関連ということでないかもしれませんが、それが無償ではなくて、やはり有償の場が必要になってくるということも含めて、多様な面での社会参加の場をどう設定するかということは、3計画を統合する場合の一つの切り口かと思っていますので、また議論ができればと思いました。

<佐瀬副部長>

私も実はこの「こえる場！」に期待していたのです。高齢者が一人暮らしになったときに、家を借りられない問題があります。私の友人は、「近所で友達同士で住みたいよね、マンションでもなんでもいいよね」とか、「一軒家でとりあえず一緒に住まない？」というような話をしている、これは障がいのある人たちのグループホームにも関係してくると思いますが、不動産屋さんの活躍の場は結構あるなと個人的に思っています。

また、9月は認知症月間なので、その時に商工会やお店の前にオレンジ色の提灯をぶら下げてくださるとか、これも一つの認知症の啓発活動なので、そういう参加をしてくださると嬉しいなと思います。他にも、最近、我が家の近くで一つの薬局が開店しましたが、私がそこに行ってうれしいと思ったのは、とても店内が広がっていることです。車椅子でも悠々と買い物ができるので、こんな風なら、私がもし車椅子になっても大丈夫だと思いましたし、近所の人たちは、押し車を押して買い物に行くので、押し車をとりあえず置いておける場所があるなど、これなら気兼ねなく行けるなど。細かなところで、商工会の方たちと協働したり、お願いしたいことがいっぱいあるなど、思いながら聞いておりました。

<平野部長>

今回、新事業の中に身寄りのない人を支援する事業ができ、居住支援が困窮者の支援の中に入ってきます。家を借りるときの保証人問題をどうするのか、ということを含めた「頼れる身寄りのない高齢者等支援事業」だったと思います。新しいこの制度は、身寄りがいても頼れなければその事業が利用できるということになり、枠組みとしては高齢枠組みですが、「等」がつくことで、ある意味で3計画が統合した、あるいは障がいも視野に入った事業になると思います。不動産屋さんの活躍の部分として、終活事業としても適正な事業所が育成されるべきだという議論もあり、今後、3計画統合の中でも議論できればと思いました。

<桑田委員>

施策20にあります。民間事業者への合理的配慮が義務化されました。資料には、「周知が足りていない」という課題で書かれていますが、芦屋市商工会では令和7年度に合理的配慮の推進委員会を自主的に立ち上げ、今進んでいます。発端は、先ほどありました高齢者の方の住宅問題を知らなかったことからですが、さらに、身体障がいや精神障がいの方へ、どういった配慮をすべきなのか、店構えやバリアフリーをどうすべきか、必要なものをどう作るのか、そういったことを我々は健常者の立場で考えているだけなので、なかなかかみ合わないわけですね。分からない者同士が集まって考えているわけですが、できればこういうふうにもっとしてほしいという要望が聞ければと思います。実際には、道幅を広げたりということは物理的な問題もあり難しいかもしれませんが、我々からすると些細なことでも、実は配慮を受ける方からすると大きいことが見えていないので、そういった声を拾って届けていた

だけたら、それを具体的に我々は、このお店ではこのことは対応できる、というような話ができます。こうした連携は難しいのかと思いますが、可能になれば、この課題は解決に向けてより一歩進むのではないかと考えています。

イ あしやオープンテーブル・市民意識調査の結果について

<平野部会長>

それでは次の議題に移ります。事務局から資料の説明をお願いします。

<事務局：堂ノ前>

資料2の「あしやオープンテーブル」の報告からさせていただきます。

1 ページ目の概要ですが、これまで芦屋市では地域福祉計画の策定にあたり市民会議を開催して、市民の皆さまの声をお聞きしてきました。第5次地域福祉計画、(仮称)総合福祉計画の策定にあたり、同じような考え方で市民会議を開催しました。市民会議の名称については、市民の皆さま同士が打ち解けた雰囲気の中で集まって話し合いたいということ、オープンテーブルという名前をつけて参加者を募集いたしました。36名の応募があり、3回開催しましたところ、それぞれの会に24名ご参加いただきました。

第1回目はゲームを体験していただき、地域福祉のことについて知って、考えていただく場として設定いたしました。

第2回目では参加者に芦屋に点数をつけていただき、グループワークを行い、レーダーチャートを作成いただきました。第3回目には、第2回目の内容をもとに将来の芦屋像を描きながら、どんなまちがいいか、ということをお話し合いただきました。

3ページ目が第1回目の詳細です。「福祉SOSゲーム」というゲームを活用して、まず皆さまで困り事があったときにどのように対応するか、また、どのような資源が地域にあるのか、ということをお話しいただきました。その結果を4ページに芦屋に「あったらいいもの」として記載しています。先ほどから話に出ている窓口の分かりやすさということや、気軽に相談できる仕組み、地域の支え合い、見守り、近所付き合いが必要という意見がありました。また、このSOSゲームで、外国籍の方や障がいのある方の事例を取り上げたこともあり、外国人の方の交流や相談できる場が少ないという意見、子育て、こどもに関する支援、障がいのある方への支援が必要だというご意見をいただきました。

5ページ目以降に記載している第2回目、第3回目では、「芦屋のまちは何点？」という問いに、直感で100点満点で点数をつけていただきました。その後、取り上げていただいた項目それぞれの点数を基にレーダーチャートの形にして、どの点を重視して点数をつけたのかということ、そして、その点が満点にならない理由として、芦屋の良いところとちょっと足りないところを書き出していただきました。第3回目には、各項目について満点にするにはどのような取組をすればよいかを話し合っていました。

8 ページ目以降は、それぞれ2回目、3回目の結果です。テーマごとにグループ分けしているそれぞれの項目について説明させていただきます。

8 ページ目の「人とのつながり、コミュニティ」という枠では、芦屋市には芦屋愛がある方が多いとか、近所付き合いの濃い地域があるという意見がある一方で、地域差があるのではないかという意見や、芦屋の特性として支援を必要としている人が声を出しづらい雰囲気があるのではないか、というご意見がありました。そのために必要なこととして、挨拶や声掛けなど、ちょっとしたつながりなどが重要ではないかという意見が出てきました。

9 ページの「多世代交流」の枠の中では、多世代が交流する場、こどもも高齢の方も、障がいのある方も、交流する場がないという意見と、交流するだけではなく、それを混ぜるような人が必要ではないかという意見が出てきました。そのために必要なこととして、まずは興味のある人がそれぞれ取り組んでいくということ、また、かき混ぜる仕組みとしてイベントなども含めて考えていく必要があるという意見をいただきました。

10 ページの「若者・現役世代の参加」という枠では、若者がどのように地域活動に参加していただけるかについて意見を多くいただきました。その中で、転入してきた方は地域とつながろうとする意識が高いのではないか、という意見があった一方で、参加しやすい仕組みがないという声もありました。イベント、あるいは若い人が企画することを、年代が上の人が手伝うような仕組み、若い人が主体となるような仕組み作りが必要ではないかというご意見がございました。

その下の「多様な人への対応」、多様な方との共生に関する項目ですが、弱者と言われる方々の声を共有できていないのではないかということ、また、先ほどの意見にもありましたが、市役所の相談窓口には行きづらいという、ハードルの高さについての意見であったり、外国籍の方やマイノリティの方の支援も考えていく必要があるということが課題として掲げられました。それに対して、まずは知ることが必要だということ、そして、アウトリーチ、ハードルを下げること、先ほどから意見に挙がっている相談窓口の周知について、意見が出ました。

「防災・治安」の枠では、防災について取組が強い地域もありますが、やはり地域差があるのではないかと、町によって防災の取組が進んでいるところもあれば、なかなか取組ができていないところもある、という意見がありました。課題解決の取組については、いろいろな先進事例を横に展開していくという意見も出ていました。

最後は「情報発信・情報伝達」についてです。必要な人に情報が届いているのかどうか、という課題が出ています。また、SNS を含めた発信をどのようにしていけばよいかという課題も出ました。コミュニティの中での情報交換や、SNS、あるいはプッシュ型の情報提供、こういったことを考えてはどうかという意見がありました。

「あしやオープンテーブル」の説明は以上です。

<平野部会長>

三島委員が参加されたとお聞きしていますが、ご感想などいただけるでしょうか。

<三島委員>

3回ワークショップに参加させていただいて、今までこんなに楽しく、市民の方々と地域福祉のことを考えるワークショップがあっただろうか、というぐらい面白かったです。中高生の方も来てくださって、今まで福祉とはまったく関係のない人が来られたのは、オープンテーブルというネーミングもよかったし、市長さんがインスタで呼びかけられたことに反応して来られた方もいらっしゃいました。もっと話したかったと感じるぐらいに、市役所の方も力がすごく入っていて、コーディネートしてくださる方もとても良い進行をしてくださいました。報告書の最後の写真に笑顔で写っていますが、本当に楽しかったです。ありがとうございました。

<山田委員>

どのグループもすごく活発に意見交換をされていて楽しそうでした。

一つ宣伝をさせていただきたいのが、1回目に行った「福祉SOSゲーム」について、参加された方から「本当によかったので、このゲームを貸し出したらどうなの」というご意見があり、貸し出しを行うようにしました。これについてはインターネットで検索していただくと、「福祉SOSゲーム」と一番に出てきて、検索しやすくなっています。今日お集りの団体の方々にも、このゲームを体験していただくことで、知らなかった機関の名前とか公共施設の名前、何をしているのかということがわかるような仕組みになっておりますので、ぜひご活用いただけたらと思います。

<平野部会長>

報告書の中ではいくつかの地域福祉に関連する項目で、物足りない点数のところもありますが、この取組を恒常的にフォローしていく仕組みはないのですか。

<事務局：岩本>

このオープンテーブルを継続的に行うことは考えていないのですが、非常に多くの有益なご意見を頂戴しておりますので、令和8年度に作成いたします地域福祉計画をより良いものにしていくための材料として活用させていただきたいと思っております。

<平野部会長>

報告書の10ページを見ていただいて、「多様な人への対応」というところで、外国籍や認知症の方、その家族、独居、孤独を感じている人への支援という課題が減点ポイントとなっています。このあたりは、実際に地域福祉計画だけにとどまらず、統合計画としても示唆的な課題が載っていると思われました。

若者支援について、できれば地域福祉の中で、できるだけ若者の意見を反映する仕組みも今後検討していく必要があると感じました。

<納谷委員>

大変すばらしいオープンテーブルが行われたなと思って拝見しました。継続した方がいいのではないかと思いました。

この中で書かれているすごく大事なことが、一つは自治会の問題、そしてマンションの問題です。我々も現実にマンションの問題で困っています。自治会に入ってくれない。自治会に入っているマンションでも、自治会費の負担の問題もあります。先だって芦屋市長の来年度の方針が開示されていますが、その中で、防災についてマンションをテーマに上げていらっしゃいます。やっと踏み込んでくれたと思います。というのは、自治会が開催する防災訓練にマンションの人は来ないのです。地域としては疎外されていて困っていて、やっと市長が踏み込んでくれたと思っています。福祉関係についても同じです。マンションはほとんど情報がない状況になっています。そのあたりの問題をどうされるのかと、わたしはこの報告書を見て感じたところです。この報告書の中で皆がマンションの問題を言っている。それについてどう拾い上げるのか、オープンテーブルでやっただけではもったいないと思います。

<平野部会長>

ありがとうございます。時間の関係で、次に中高生向けのアンケート結果について説明していただけますか。

<事務局：堂ノ前>

資料4の説明をさせていただきます。

まず調査概要ですが、中学2年生、高校2年生相当の方に悉皆で送らせていただきました。1,714名の方にお送りし、回答が274件です。回収率はあまり高くありませんので、統計的には有意と言いきれないところはありますが、傾向を把握する材料として活用させていただきたいと考えております。居住の中学校区、性別、年齢等の分布については市内の母数と大きく外れていないと考えております。

9ページ目からが属性以外の具体的な質問です。まず、「近所の大人との付き合いの程度」では、あいさつをする程度の方は56.6%と大きいですが、次の10ページの中学校区ごとの割合に顕著に特徴が出ているかと考えております。潮見中学校区では近所の大人との関係で「困ったときは、助けてもらえる人がいる」割合が3割以上となっている一方で、山手中学校区では、「顔は知っているが、声をかけないことがない」、「ほとんど顔も知らない」人の合計の割合が3割弱で、地域差があるかと思っています。

11 ページ目以降は、「地域の活動への参加」状況を示しております。お祭りやイベントへの参加が多いことは想定していたことですが、次の12ページにありますように、こちらも地域差があり、山手中学校区では「参加したことがない」方が4割弱となっています。

13 ページ以降の「地域の活動に参加したきっかけ」については、「家族・友達から誘われた」が61.7%であるのに対して、「インターネットやSNSで知った」というのが2.0%です。若者にとって情報入手はSNSが中心だと思っていたのですが、こういう参加のきっかけとしては、人づてが多いことが分かります。

15 ページ以降に、「地域の活動に興味や関心を持つために必要なこと」について、自由記述の意見を記載しています。広報の強化はこれまでも言われています通り意見が多かったことと、若者にアピールするようなイベントが必要ではないかという意見が多くございました。

17 ページ以降は「住んでいる地域について」の印象についてです。「親切な人が多い」と「子どもが暮らしやすい」ことについては、肯定的な意見が多いですが、「参加したい地域の活動や行事がある」という点では、肯定的な意見が少し低めかと思っています。生活環境としての地域には満足されているが、関わる場としては少し距離があると考えております。

29 ページ以降に、どんな芦屋になってほしいかについて、自由記述で意見をいただきました。住みやすいまち、過ごしやすいまち、あるいは安全・安心なまちという意見が多く、その次には、住民交流の活性化についての意見が多く挙がっております。若者が楽しめる場が不足しているという声や、つながり、協力し合えるまちについての意見がありました。

意見の総括としては、芦屋に対して暮らしやすさを感じていただいておりますが、地域活動や交流に関しては距離があると思います。広報の不足、地域活動の魅力を発信しきれていないということ、参加しやすさに課題があると考えています。

<平野部会長>

この結果について議論する時間はないのですが、全体の中で若者の支援は考えないといけない課題としてあると思います。先ほどのあしやオープンテーブルについては、次年度に作成する計画を周知する場として、フィードバックするためのオープンテーブルという形もお考えいただく課題かと思いました。

ウ（仮称）総合福祉計画について

<平野部会長>

それでは協議に移りたいと思います。まず、資料5に基づいて、どのような議論で3つの計画を統合しようとしているのかについて、事務局から説明をお願いします。

<事務局：岩本>

この計画の統合につきましては、前回の令和7年6月の第1回地域福祉部会におきまして、統合の方針を報告させていただきました。本日は、統合の背景や考え方を整理したものと、単に3分野の計画を合体させるだけではなく、戦略性をもって取り組んでいくことにつきまして説明させていただきたいと思っております。

では、資料5の1番目の「計画統合の背景」、青色の部分についてです。一つ目として、複雑化、複合化している課題の中で、単独の分野での検討ではなく、幅広い視点での施策の検討が必要というところでは、例えば、高齢の親御さんと障がいのあるお子様が同居しているような世帯では、分野を超えて世帯丸ごとの支援が必要になるケースがありますし、また例えば、高齢者のお一人暮らしの方であっても、認知症で生活に困っておられ、また社会的にも孤立されているという、いくつもの課題を一人で抱えておられる場合には、高齢福祉と地域福祉の分野との協働が必要になってくる、そういう複合化した課題がある中では、幅広い視点が必要になるということです。

続きまして、2点目は重層的支援の観点からの背景です。本市では令和4年度から重層的支援体制整備事業に取り組んでおり、この事業では、地域福祉、障がい、高齢など各分野が縦割りではなく、それぞれの領域の幅を広げ、なるべく重なり合うような支援を行い、隙間にこぼれ落ちてしまう方が出ないように取り組んでいるところです。このような分野を超えた取組の中で、計画統合を考えていきたいと思っております。

次の背景ですが、先ほど部会長からお話があったように社会福祉法の改正が予定されており、権利擁護支援の拡充について、これは3つの分野にまたがってくる課題となりますので、協働して取り組んでいきたいという思いがあります。

次は、支援人材を含む担い手不足についてです。ケアマネジャーなどの専門職や地域の支援者の方など、担い手不足は分野を問わない課題となっています。

最後の背景は、急速な社会環境の変化の中で、高齢化が急激に進んでおりますし、意識の変化も急速に進んでおります。計画自体は大きな方針として作成し、それを進捗していくための管理について、柔軟に軌道修正や改善が行えるような運用をしていきたいと考えております。

赤色の計画統合の考え方の部分についてですが、芦屋市全体として目指す福祉の方向性を明らかにし、俯瞰的に施策を検討し、分野を問わず連携して取組を推進していくことで、より効果的に施策が展開できるようになることを目指しております。これにより、自分らしく安心して心地よく暮らせるまちの実現を目指したいと考えております。

2番目の「(仮称)総合福祉計画の理念」についてですが、現在の3つの計画のそれぞれの理念を記載しています。誰もが心地よく暮らせる、安心して、自分らしく、というような共通するワードがございます。統合した計画での理念については、皆さんとともに考えていきたいと考えております。

次のページの「計画統合化の戦略」についてですが、左下の緑色の「計画統合化の戦略」という箇所が大きく5つ掲げております。戦略の一つ目としては、共通の取組や課題への対

応を3分野が一体となって効果的に推進したいということです。2番目として、法改正に伴う権利擁護支援等の実施対応を共同で行います。3番目として、重層的支援体制整備事業に基づいて、3分野にまたがる参加支援・地域づくりによる支え合いの基盤をより充実させていきたいというところがございます。4番目は、共通分野ではなく、それぞれの分野でサービス量の確保をしていきたいということです。こちらについては、各分野でしっかりと充実を図っていきます。5番目として、計画を推進していくにあたり、3分野が一体となって戦略的な視点を踏まえた評価を実施していきたいと考えております。

このページの上の方には、地域福祉、障がい福祉、高齢福祉それぞれの計画の名称を青色、茶色で掲載しております。地域福祉計画は「質的」と書いております。この「質的」というのは、支援の中身の質をどう良くしていくかを計画するものでございます。障がい福祉、高齢福祉にも、それぞれ「質的」な計画があります。また、障がい・高齢の計画には「量的」という計画もあります。「量的」というのは、サービスをどれだけ用意するかを定める計画です。

今回、計画の統合にあたり、本編として「質的」部分については6年間の計画として作成をいたします。「量的」部分については、国の方で3年間という規定がありますので、3年間の「量的」計画を別冊として作成することを想定しております。

次のページの「取組分類案」として記載しているのは、先ほどの本編にあたる6年の「質的」部分の、それぞれ3分野の取組分類を統合し、項目とともに分類したものです。こちらはいくまでも参考の案でございまして、今後さらに分類の方法等について精査を重ね、計画の柱立てを考えていきたいと思っています。

<平野部会長>

この3計画の統合はなかなか大胆で、どのように計画を構成するかは非常に難しいわけですね。

計画の柱立てをどうするのかはかなり大変で、先ほど説明いただいた資料2枚目の緑色の①～⑤までを計画の領域に落とすとなると、(1)～(6)くらいの分類になるのではないかと議論してきました。特に、権利擁護が新しい制度になるということ、また、孤立・孤独の問題に対しての社会参加、そして地域づくりを進めていこうということ、全体を統合する打ち出し方としてはこの3つではないか、ということが一つのポイントになりました。また、(4)(5)は、制度を担っている支援者の方々を支援する、あるいは協働するという取組と、家族や地域の中で実際に支援されている方を支援するという仕組みが同時に必要かということで、介護されている人を支援する仕組みをセットで考えてはどうかということになりました。ヤングケアラーの問題、認知症の家族の会の取組なども含めて、家族全体を支えるような仕組みを、3計画全体をカバーする戦略の中に位置づけてはどうかということです。支援者が不足してくる問題を代替するという意味ではないのです。

が、(4)と(5)の課題を示しています。そして、個別のサービス整備も行い、進捗管理も行うという内容の話を現在進めております。

いろいろな自治体でこうした統合の議論があり、例えばライフステージ別に整備するというような計画の組み方ももちろんあるのですが、今回はこどもの分野が入っていませんので、ライフステージ別に構成するのは難しいという感じもしています。

まずは専門職の立場で、地域包括から来ていただいている委員に、お聞きになった感想をいただければと思います。

<税所委員>

この計画を見せていただき、率直な意見としてとても総合的にまとめてくださっているという印象を受けています。最近では、マンションでの孤立など、現場レベルではそうした課題を強く感じている中で、具体的にこのような形で進めようと計画に落とし込んでいただいているのは、すごくよいと感じています。

資料1 ページ目に背景について記載されていますが、4つ目に支援人材の担い手不足の課題をあげていただいています。今は、それぞれの部署や課といったことは関係なく、高齢の分野だから高齢の方々と仕事するというような、そういうレベルでなく、いろいろな、例えば権利擁護支援センターの方、民生委員の方等、皆一緒に仕事をしているので、この具体的な対策のところ、芦屋市の福祉をよくする、芦屋の福祉で働こうというような、そういった具体的な計画にまで落とし込んでいただけたら、とてもありがたいと思います。

<平野部会長>

愛知県の自治体でこういう統合化の議論をした時にも、一番目の施策は人材確保にしてほしい、という意見が圧倒的に多かったです。

<佐瀬副部会長>

これを見ながら、理想的にうまくいけばいいなと思いますが、こどもの分野が入っていないのが一番引っかかる場所ですね。今回の地域福祉計画のアンケートでも中高生が入ってきていますが、統合計画ではどのように書くのかということを思いました。資料2 ページ目には「障がい者(児)」という記載もあって、地域に住んでいるのは子どもからお年寄りまで全部なので、そのあたりをどう書くのかということが気になりました。

また、担い手ということについては、専門職の担い手のことは入っていますが、実は全員が担い手なんだ、ということまで、大風呂敷を広げたい。認知症の人も含めて働きたいと思っているし、障がい者も働きたいと思っているわけだから、その方たちを支援される人として切り分けるのではなく、理念としてはそこも含めて担い手だということでは外してほしくないと思います。

<谷委員>

資料の背景の3つ目、権利擁護の拡充というのが、当センターが最も関わっているところ
です。社会福祉法の改正とありますが、合わせて成年後見制度の改正も伴います。こうした
改正に伴って、権利擁護支援のことがフォーカスされてきたように思います。あと、「中核
機関法定化」は「中核機関法制化」、また、「頼れる身寄りのない高齢者等支援」、そして「日
常生活自立支援」というとどうしても社会福祉協議会が実施される「福祉サービス利用援助
事業」に限定されるところがあるので、国では「第二種社会福祉事業」という言い方をし
ていると思います。「福祉サービス利用援助事業」か「第二種社会福祉事業」に統一されては
どうかと思います。

また、「中核機関」というとあまり一般的な言葉でなく、何かと思われるのですが、成年
後見制度を利用促進するための中核機関です。実際には、権利擁護支援を推進するための中
核機関で、まさに芦屋市ではこの権利擁護支援センターがこの中核機関になります。これが
法律で義務化されるということで、その役割も今後増えていくのではという中、中核機関と
して今後の動向を探らなければと思っています。

また、二つ目の問題に関して、我々も最近、身元保証とか入院・入所時の支援、死後事務
の相談が明らかに増えています。数が増えているのと同時に内容も様変わりしてきている
という実感があります。県内でもいろいろな民間団体で行われていますが、その団体を紹介
してくださいとか、どういうサービスがありますか、という質問、あるいは昨年新聞で国の
動きが紹介されたこともあり、芦屋市では死後事務の支援をどうされているのか、というよ
うな問い合わせや相談が増えてきています。権利擁護支援についても大きな転換期を迎え
ているのかという印象を持っています。

幸い芦屋市には権利擁護支援センターがありますので、新しく何かを作って何か新しい
事業を始めるというよりは、今ある社会資源を有効に活用しながら進めていくのが現実的
かと思っています。

<三谷委員>

質問があります。自治会についてお聞きしたいのですが、自治会はお金を集めておられ
る町が多いのですか。

<納谷委員>

基本的には全部自治会費を集めています。自治会に加入している人からです。加入してい
ない人は払わなくていいです。芦屋市では自治会加入は6割を切っているという状況です。

<三谷委員>

私が住んでいるところで、自治会が最近復活して、自治会費をどうするかということになり、
結局集めたのです。いろいろなことでお金があるのでどうしていかうかということで、
先立つものは必要ですから。

認知症のことですが、皆さん、権利擁護の後見人の話については気になるということがあります。最近はお金の話が多いです。以前は虐待、二重ロックについて、皆さん関心を持っておられました。二重ロックは虐待ですと言われて、そうではないですよという話をしていたこともあります。今は後見人のこと、今後銀行口座でお金が下ろせなくなるのではないかということ、お金をどうしようという話が多くあり、こういう制度ができることは良いので、皆さんにお知らせしたいと思いました。法律が変わることは聞いていましたが、具体的なことはわからなかったなので、教えていただけたらと思います。

<平野部会長>

制度改正については、権利擁護支援センターを中心に、今後研修事業が組まれるのではないかと思います。

<納谷委員>

これからの統合の組み立てを見ていると、中心になる担い手というのが大事なキーだどつくづく感じました。例えば、民生委員・児童委員、福祉推進委員などは、制度として、行政の担い手として給料を払ってやってもらうというぐらいの覚悟がないと、今からの世の中では、ボランティア精神では成り立たないというのが一つあります。その時に、町会、自治会、あるいはマンション管理組合の担う役割はすごく大きくなっていくのではないかなと。そうすると、そこに対するいろいろなサポートが必要になるのではないかと思います。隣の人と会話ができるまちなになれば、ここに書いてあるようなテーマはほとんど解決するのではと思います。そこに移行するにはどうすればいいかを考えないと、お題目としてあることはどれも正しくて申し分ないのですが、そういう気がしました。

また、「障害者」「障害」という言葉は、法律用語としてあるのだと思いますが、言葉そのものは「障害」というと「害」のイメージがすごく強いものです。我々の正常な生活を邪魔しているという、「害」という言葉はそういう意味ですから、「障害」という言葉をなくしてほしいと思います。せめて芦屋市は「障害」という言葉ではなくて、例えば特殊能力者などのような違う言葉に変えてほしいと思っています。

<平野部会長>

芦屋市では「障がい」とひらがなで表記することになっています。

<浦野委員>

老人会のことですが、今 80 歳、90 歳でもお元気な人はたくさんおられて、何かをしたいという方がいっぱいおられます。認知症になりかけの方が体操を習いたいということで来られるので、皆で見守っています。ゆるやかに見守りをしています。あえてどこかの機関につなげることは、今の段階ではしていません。集会所の受付の方も、「今日、来られたよ」と教えて下さったりもします。そういう和やかな見守りがあって、制度にあまり束縛されず

ぎるとかえって重苦しくなるように思います。

<平野部会長>

高齢・障がいの福祉で公的支援をすると、なかなかそういう感じにはなりません。そこに地域福祉を加えて、あまり制度、制度と言わないような環境づくりとして、この3計画統合を考えようということですので、今のご意見も反映したいと思います。

<能瀬委員>

障がい福祉のことですが、先ほど「害」の話も出ましたが、私たちの団体も平仮名にしたのです。ただ、単語自体が変わるのはなかなか難しいのかなと思います。

こどものことが統合の計画に入っていないことは、障がい福祉計画の委員会で発言しましたが、芦屋市はインクルーシブなので、障がいのあるお子さんは地域で生活されているので、できれば障がい児、というか子どもたちのことも含んでいただくボリュームを持っていただけたらなと思っています。また、教育が必ずそこに付いているので、教育関係の方がいらっしゃるといいなと思いますが、地域福祉はまた違うのでしょうか。

障がい児から障がい者になるのが18歳で、ここですべてサービス等が変わります。全国的に「18歳の壁」と言われるくらいサービスがすべて変わるので、親子でバタバタしてしまいます。それについて、芦屋市でも取組をきつとしてくださっているかと思いますが、新しい環境にすべてを移行していくときに、お子さんの状態によって、なかなかその社会に溶け込めなくて、ということもよく聞きますので、その辺りが壁にならないといいと思います。

<平野部会長>

要介護になると介護保険に移るということもありますが、この計画で障がい児のことを取り入れることに間違いはありませんので、その点はいいかと思います。

芦屋市のインクルーシブ教育は大きな成果を維持されています。障がい福祉課からご発言をお願いしますか。

<関係課：下條>

障がい福祉計画は、法律上は3つの計画からなっております。理念的というか、質的と書いてありますが、障害者基本法に基づく計画と、量的な計画もあり、それは大人と子どもを対象にしたものです。理念的なところでは、生まれてから、先天的なことも含めて、障がいのある子どもから始まって高齢者になるまで、いろいろな世代の方に対応させていただいています。障がい福祉課では、障がいのある児童、子どもへの対応は計画の中に入っています。

計画統合の中に児童福祉が入っていないということですが、障がいのあるこどもに関することは当然入りますし、インクルーシブ教育を芦屋市は行っていますので、今の計画の中でもインクルーシブ教育のことを書いております。統合にあたっては、まずは障がい福祉の計画を策定していく中で、それをどのように盛り込んでいくかということですので、教育のこと、こどものことも含めて、しっかりとこの中で書いていきたいと思っております。

<事務局：岩本>

先ほど、こどもの計画と統合ができないかということについてお話いただいた件について、芦屋市の現状の報告をさせていただきたいと思っております。こども分野の計画は令和7年度に計画の統合が行われました。今までは、0歳～18歳までの子ども・子育て支援事業計画があり、これとは別に12歳～39歳までが対象の子ども・若者計画というのがありました。これらを統合した計画が今年度からちょうどスタートしたところでタイミングが合わなかったのです。

地域福祉、障がい、高齢の3分野については同じ福祉室に入っており、かつ、計画を令和8年度に策定するという、30年に1回の奇跡的なタイミングで合いまして、まずは福祉室の3分野を統合して方向性を一つに据えて取り組んでいこうというところです。他の市町村で、こども分野を含めて策定されているところはいくつかあります。芦屋市としては計画が大きくなった場合、例えば意見の集約が難しくなることなど、メリット、デメリットがいろいろとありますので、そのあたりは今回の統合が終わってから検討していきたいと思っております。

<橋野委員>

この中で一番気になったのは、やはり担い手のところですね。私たちがいつもよく言っているのは、される方とする方ではなく、すべて自分事として取り組むことで、担い手も生まれてくのではないかと考えています。「次期計画の理念に組み込みたい要素」（資料5）の中に、ぜひ「自分事」も入れてほしいと感じています。

<山内委員>

私は、地域福祉アクションプログラム推進協議会に所属していますが、社会保険労務士をやっております。この取組分類案について、成年後見や就労支援、人材育成などに社会保険労務士として関与できるのかなと思いついて見ました。専門家を使って、よりいっそう芦屋の福祉に貢献できる形にしてもらえるといいかと思っております。自前でできることに越したことはありませんが、専門家を使ってよりレベルの高いサービスの提供をしてもらえるとありがたいと思っております。

<平野部会長>

実際に人材がそこに定着することも含めて、専門的なサポートが制度的に確保できる部分があるというご意見かと思いました。文字通りの支援者支援をあまり狭く捉えずに、定着することが一番大事です。社会福祉の仕事に就いている人がやめないようにどうするか、という問題も実は大きいと思っています。

<岡本委員>

先ほどから皆さんが言われているように、やはり担い手のことが一番気になっています。地域の担い手は自治会員もそうですし、民生委員、福祉推進委員も入るかと思っています。

資料5の「背景」にも書かれていて、取組分類案ではおそらく「地域人材の育成」というところがそれに入ってくるかと思っています。その中で、「仕組みづくり」ということが書かれていますが、地域の担い手の発掘といった取組も入れていただけたらと思います。

マンションへは民生委員も同じように入れません。拒否されて、最初にインターホンを鳴らして行くと、不審人物のように思われます。最初のとっかかりができないので、永遠の課題だと思っています。

<塩路委員>

福祉の統合というのは結構なことだと思いました。

ただ、先ほど意見がたくさん出ていましたが、こどもの表現、健常のこどもの表現、あるいは子育て世代に対する表現について検討が必要です。なぜこういうことを申し上げるかという、担い手不足というのは結局のところは理解不足だということと、自分事になっていないことがほとんどだということです。若い人たちに、“私たちも対象ですよ”ということをよく理解をしてもらわないと、この計画が周知していかないように思います。ですから、子育て世代に対する配慮であるとか、そういう表現がもしあれば、次の世代にバトンタッチしていくのではないかと考えています。

先日、こどもを背中に背負ったパパがバスに乗って座ろうとしていて、「日曜日大変ですね」と言うと、「いや、家内がかなり疲れていまして」と。「どうですか？」と聞くと、「SOSを出したいのですが、なかなかどこに行ってもいいかわからないのです」。「お子さんが2人おられて、いいことですね」、「3人目、4人目も産みたいのですが…」とおっしゃるので。こういう方の声を聞くと、彼らにも芦屋の福祉行政に認識を持ってもらうような表現があるのかなと思います。子育て世代に対してアピールする表現があるのではと感じました。

<山田委員>

計画が別だからといって、視野に入れられないということではありませんので、そこは注意して計画を作っていきたいと思っています。こども福祉部として部は一緒です。本部会議という庁内全体での会議等にもかけていきますので、全庁的に取り入れるところは取り入れていきたいと思っています。

<三島委員>

前回の部会であれだけ認知症のことを言ったら、今回のこの取組分類案の「地域でくらす」のところに認知症の項目がありました。これはこれで良かったのかもしれませんが、共生社会の取組において、支援や対応という書き方は、ちょっと違うのではないかと思っているので、考えていただけたらと思います。

神戸大学と協定を結んでから、芦屋市は認知症のことに力を入れていますという感じになっていて、この間も講演会を聞きましたが、これから先、10年先のことを考えて認知症のことにも取り組んでいただけたらうれしいです。

また、マイノリティについてですが、オープンテーブルに参加した時に、外国人の方や性的マイノリティの方が、芦屋市では声を上げにくいのではないか、窓口がわかりにくいのではないかという声が上がっていたので、認知症のことだけ書いてくださっていますが、それでいいのかと思いました。

<佐瀬副部長>

今までは「認知症になっても安心できるまち」という言い方でしたが、皆、認知症になるので、「安心して認知症になれるまち」と変わってきているように、少し表現の幅を広げていきたいです。今、発言のあった「対応」とか、認知症の人に対応しないといけないというように、対象にしてしまうのではなくて、私事として考えながら、私も認知症になるんだ、ということを考えてまちづくりしていただけるといいと思います。障がいがあってもなくてもということも含めて、もう少し広げてまちづくりをしていただきたい。先ほどマイノリティという言葉が出てきましたが、そこにも区分けしている、私たちとは違うという、そういう区別が見え隠れしていて気になります。言葉遣い、表現は意識して、前向きな言葉を意識して使っていただけるとうれしいと思いました。

<平野部長>

「自分事」など、理念に入れることが議論として出てきて、いろんな意味でこの部会の審議が充実した内容になったと思います。

今後のスケジュールについて事務局から、説明をお願いします。

<事務局：岩本>

資料6のスケジュールをご覧ください。地域福祉部会の皆様におかれましては、左側の網掛けがかかっている会議にご出席をお願いしたく思っております。

まず本日の会議、次に5月29日に、3分野の附属機関の合同会を開催したいと思います。その後、進行状況に応じて、夏から秋にかけて1回ないし2回この部会を開催させていただいた後、11月に社会福祉審議会では計画書の素案の審議をお願いしたいと思います。その後、

パブリックコメントを実施し、その意見をふまえて、令和9年2月に再度社会福祉審議会で最終案のご議論をいただきたいと思います。

資料7をご覧ください。5月29日金曜日に開催予定をしている3附属機関合同会の開催概要です。内容は、共通理念、施策体系、計画名称について、グループワーク形式で、3分野の委員が混ざってグループごとに分かれていただき、ざっくばらんな意見交換を行っていただきたいと思っています。参考に各附属機関構成員延べ44名と記載していますが、重複されている方もいらっしゃいますので、実際の人数は38名の委員となります。

<平野部会長>

ありがとうございました。皆さまには少なくともあと4回は議論していただくことになります。他の2計画に先行してこの部会でとても建設的な議論をいただき、部長からもとても分野を視野に入れる、というコメントをいただいたのが大きいかと思います。

それでは事務局にお返しします。

<事務局：岩本>

大変活発な議論をいただきありがとうございました。

市の様々な周知方法のことや担い手確保の問題など、さまざまなご意見をお伺いしまして、ありがとうございます。今後の計画策定に取り込んでいきたいと思っています。

<平野部会長>

それでは、これで令和7年度第2回社会福祉審議会地域福祉部会を終了します